

11. 防災会議等に関する資料

11-1 黒部市防災会議条例

平成 18 年 3 月 31 日

黒部市条例第 87 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、黒部市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 黒部市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(平24条例28・一部改正)

(組織)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2) 富山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

(3) 富山県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5) 教育長

(6) 消防機関の長のうちから市長が任命する者

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから市長が任命する者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、必要に応じ市長が定める。

7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(平24条例28・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、富山県職員、黒部市職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則 (平成24年9月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

11-2 黒部市災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 31 日

黒部市条例第 88 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、黒部市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24条例28・一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員が当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 24 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

11-3 黒部市災害対策本部に関する規程

平成18年3月31日

黒部市訓令第47号

(趣旨)

第1条 この訓令は、黒部市災害対策本部条例(平成18年黒部市条例第88号)の規定に基づき、黒部市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部開設)

第2条 本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めるときに開設し、災害が発生しなかったとき、又は災害の応急措置が完了したときに閉じる。

(本部の組織)

第3条 本部は、次の者をもって組織する。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)
- (4) 本部長の指名する職員

2 副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、病院長、防災危機管理統括監、各部長及び消防長をもって充てる。

(平18訓令58・平19訓令2・平23訓令1・平24訓令2・平27訓令8・平29訓令1・一部改正)

(本部会議)

第4条 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長の指名する職員をもって組織し、重要な災害対策について協議する。

2 本部会議は、必要の都度本部長が招集する。

(部)

第5条 本部に、別表第1欄に掲げる部を置く。

2 各部に部長を置き、別表第1欄に掲げる者をもって充てる。

(班)

第6条 各部に、別表第1欄に掲げる区分に応じ、同表第2欄に掲げる班を置く。

2 各班に班長及び班員を置き、班長は、別表第2欄に掲げる者をもって充てる。

3 各班の分掌事務は、別表第2欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表第4欄に掲げるとおりとする。

(本部室)

第7条 本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として、本部室を設けるものとする。

2 本部室に室長を置き、防災危機管理統括監をもって充てる。

(平23訓令1・一部改正)

(連絡員)

第8条 本部が設置されたときは、各部長は、あらかじめ連絡員を定め、本部室との連絡に当たらせるものとする。

(水防本部等の統括)

第9条 本部は、水防法(昭和24年法律第193号)に基づいて設置されている黒部市水防本部その他の対策本部を統括する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成18年5月9日訓令第58号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年3月28日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日訓令第3号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令第2号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日訓令第8号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第5条、第6条関係)

(平19訓令2・平20訓令3・平22訓令4・平23訓令1・平27訓令8・平29訓令1・平30訓令2・
令2訓令2・令3訓令8・一部改正)

災害対策本部各部並びに各班の編成及び分掌事務

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
部(部長)	班(班長)	構成職員	分掌事務
各部・各班共通事項			<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害関係情報の収集に関すること。 (2) 被害状況の調査に関すること。 (3) 関係機関への被害状況等の報告及び通報に関すること。 (4) 関係機関及び団体への協力要請に関すること。
防災危機管理統括 監	防災危機管理班 (防災危機管理班 長)	防災危機管理班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本部の庶務に関すること。 (2) 本部会議に関すること。 (3) 各部からの被害報告の取りまとめに関すること。 (4) 避難命令に関すること。 (5) 自衛隊の出動要請に関すること。 (6) 気象情報の授受及び通報に関すること。 (7) 防災行政無線に関すること。 (8) その他各部各班に属さないこと。
総務管理部(総務 管理部長)	総務班(総務課長)	総務課 企画情報課 財政課 市民サービス課 議会事務局 会計課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の動員招集及び配置に関すること。 (2) 議会及び各部との連絡に関すること。 (3) 災害時における県及び他市町村への応援依頼に関すること。 (4) 災害対策に必要な統計に関すること。 (5) 災害写真の撮影、収集等に関すること。 (6) その他災害に関する広報資料収集及び提供に関すること。 (7) 報道機関との連絡に関すること。 (8) 住民への情報提供に関すること。 (9) 災害対策に係る予算措置に関すること。 (10) 災害救助資金等の出納に関すること。

			(11) 義援金の出納保管に関する事。
市民福祉部(市民福祉部長)	災害救助班(福祉課長)	福祉課 こども支援課 関係出先 保険年金課 税務課	(1) 災害救助活動の総括に関する事。 (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく救助全般の具体策の樹立及び実施に関する事。 (3) 避難所の運営に関する事。 (4) 義援物品の出納保管に関する事。 (5) 保育園児の避難に関する事。 (6) り災母子世帯、災害時要援護者及びり災児童の援護に関する事。 (7) り災証明の発行に関する事。 (8) り災者に対する生活保護及び法外援護に関する事(見舞金品の取扱いを含む。)
	環境班(市民環境課長)	市民環境課	(1) 環境衛生の保持に関する事。 (2) 交通情報の収集把握、交通規制及び緊急輸送の確保に関する事。 (3) 災害時の企業の公害発生防止指導に関する事。 (4) 公害苦情等の処理及び対策に関する事。 (5) 防犯協会との連絡調整に関する事。
	防疫班(健康増進課長)	健康増進課	(1) 防疫対策の樹立及び感染症予防に関する事。 (2) 災害対策用衛生材料の調達に関する事。
都市創造部(都市創造部長)	建設班(道路河川課長)	道路河川課	(1) 水防情報の収集及び水防活動に関する事。 (2) 道路及び橋梁の災害対策に関する事。 (3) 河川、海岸等の災害対策に関する事。 (4) 道路の除雪計画及び実施に関する事。 (5) 地すべり、急傾斜地、砂防等の災害対策に関する事。 (6) 高潮、津波等による災害対策に関する事。

			と。 (7) 交通不能箇所の調査及び対策に関する こと。 (8) 応急復旧及び緊急措置に要する資機材の 調達に関すること。
	都市計画班(都市 計画課長)	都市計画課 街路公園課	(1) 都市計画施設等の災害対策に関するこ と。 (2) 市営住宅の災害対策に関すること。 (3) 応急仮設住宅の建設に関すること。 (4) 住宅金融金庫の特別融資に関すること。 (5) 水防活動の応援に関すること。 (6) 公園緑地等の災害対策に関すること。 (7) 水防、道路維持及び除雪活動の応援に関 すること。
	上下水道班(上下 水道工務課長)	上下水道工務課 上下水道経営課	(1) 上下水道施設の災害対策に関すること。 (2) 飲料水の確保に関すること。 (3) 飲料水の衛生管理に関すること。
産業振興部(産業 振興部長)	農業水産班(農業 水産課長)	農業水産課	(1) 農産物及び農業施設の被害調査に関する こと。 (2) 災害時の主食、生鮮食料品等の確保に関 すること。 (3) 農産物及び農業施設の災害対策に関する こと。 (4) 農産物、種苗及び生産資材の緊急あつせ んに関すること。 (5) 病虫害発生防止に関すること。 (6) 家畜、畜産施設及び畜産物の災害対策に 関すること。 (7) り災者及び応援者に対する炊出し食糧の 確保に関すること。 (8) 水産関係の災害対策に関すること。 (9) 漁港施設等海岸の災害対策に関するこ と。

			(10) 漁船、川舟等の応急使用に関する事 (11) 水産物の調達に関する事。
	農林整備班(農林整備課長)	農林整備課	(1) 農地の災害対策に関する事。 (2) ため池、用排水路、農道、農道橋等の農業用施設の災害対策に関する事。 (3) たん水防除に関する事。 (4) 林産物の災害対策に関する事。 (5) 地すべり、治山及び林道施設の災害対策に関する事。 (6) 農地、林野のなだれ対策及び危険防止に関する事。
	商工観光班(商工観光課長)	商工観光課	(1) 商工業関係資材の緊急輸送手配に関する事。 (2) 工場、事業所等の災害対策に関する事。 (3) 中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関する事。 (4) 観光施設の災害対策に関する事。 (5) 観光客の災害応急対策に関する事。
医務部(市民病院事務局長)	医務班(市民病院総務課長)	総務課 医事課	(1) り災者の医療救護に関する事。 (2) 救護班の編成に関する事。 (3) 救護所の開設及び救助用医薬品等の調達に関する事。 (4) 市民病院の災害対策に関する事。 (5) 近隣公立医療機関との連携に関する事。
教育部(教育部長)	学校教育班(学校教育課長)	学校教育課 教育センター	(1) 児童及び生徒の教科書等の給与及び授業に関する事。 (2) 児童及び生徒の避難に関する事。 (3) 教育施設の確保及び授業実施に関する事。 (4) り災児童及び生徒の教科書等学用品の支給に関する事。 (5) り災児童、生徒及び教職員の健康管理に

			<p>関すること。</p> <p>(6) り災児童及び生徒の育英奨学に関すること。</p>
	<p>生涯学習文化班 (生涯学習文化課 長)</p>	<p>生涯学習文化課 スポーツ課 図書館</p>	<p>(1) 文化財の災害対策に関すること。</p> <p>(2) 避難所収容所に対する生活指導に関すること。</p> <p>(3) 教育施設の被害写真等の収集に関すること。</p>
	<p>給食班(学校給食 センター所長)</p>	<p>学校給食センター</p>	<p>(1) 避難者等に対する炊出しに関すること。</p> <p>(2) り災児童及び生徒の学校給食に関すること。</p>
<p>消防部(消防長)</p>	<p>消防・救助・救急 班 (消防署長) (黒部・宇奈月消防 署)</p>	<p>消防職員</p>	<p>(1) 火災その他の災害の予防、警防及び防御に関すること。</p> <p>(2) 消防隊の出動計画に関すること。</p> <p>(3) 気象情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>(4) 災害現場における消防隊の指揮連絡に関すること。</p> <p>(5) り災者の救助及び緊急搬送に関すること。</p> <p>(6) 住民避難の誘導に関すること。</p> <p>(7) 近隣市町消防機関との相互応援に関すること。</p>

11-4 黒部市災害対策本部運営要領

平成18年3月31日

黒部市訓令第48号

(趣旨)

第1条 この訓令は、黒部市災害対策本部に関する規程（平成18年黒部市訓令第47号）第10条の規定に基づき、黒部市災害対策本部（以下「本部」という。）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(関係事項の調査研究)

第2条 職員は、所掌事項等について、常に有事の際における対策を調査研究し、有効適切な措置をとることができるようにしておくものとする。

(装備及び資材の整備)

第3条 職員は、有事の際に使用する各種の装備及び資材を点検確認して、必要な対策を講じておかなければならない。市の所有以外のもので、有事の際必要と思われるものについては、緊急に借用できるように平素から連絡しておくものとする。

(非常配備の態勢)

第4条 職員は、非常配備に関する一般基準（別表第1）の定めるところにより、待機するものとする。

(気象情報の伝達)

第5条 富山県高度通信情報ネットワークからの気象情報は、勤務時間内にあつては防災危機管理班が、勤務時間外にあつては宿日直員が受け、関係機関等に伝達するものとする

(災害情報の収集)

第6条 災害に関する情報の収集は、災害対策の基本となるものであるから、本部の各班長は、それぞれの所掌事務に関する災害情報の収集に努め、その収集した災害に関する情報及び各班長において措置した災害対応策について、次の要領により災害状況報告系統図（別表第2）に基づき速やかに防災危機管理統括監に報告するものとする。

(1)概況報告 概況報告は、災害が発生したときから直ちに調査し、被害概況・確定報告書（様式第1号）により報告するものとする。なお、当該報告は、事態の推移に注意し、被害状況に変化のある都度、速やかに行わなければならない。

(2)確定報告 確定報告は、災害の状態が終了し、その被害状況が明確になったときに調査し、被害概況・確定報告書により報告するものとする。

(本部の開設)

第7条 本部の開設は、次により行うものとする。

(1)災害状況の推移により、本部の開設を必要とする客観情勢に至ったときは、防災危機管理統括監は、都市創造部長、消防長その他関係部課長と本部の開設等について検討のうえ、その旨具申し、

本部長の命により、直ちに本部会議を招集して本部を開設し、災害応急対策等について協議する。ただし、緊急を要するときは、関係部長と協議し、本部長の命を受けて本部を開設することができる。

(2)本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア市の全部又は一部に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要するとき。

イ市の全部又は一部に災害が発生し、その規模及び範囲からみて本部を設置し、その対策を要するとき。

ウ災害救助法（昭和22年法律第118号）の発動があったとき。

(3)本部を開設したときは、「黒部市災害対策本部」の標示を掲示し、直ちに庁内放送、報道機関等を通じて公表する。

(本部室)

第8条 本部を設置したときは、当該災害の総括的窓口として、本部室を市庁舎内に置くものとする。

(本部室の態勢)

第9条 本部室には、各部長が推薦する部内班員のうちから本部室長が指定する必要な職員を配置する。

(連絡員)

第10条 各部長は、連絡員を定めたときは、本部長に連絡するものとする。

(出先機関等)

第11条 出先機関等の長は、関係部長及び班長と連絡を密にして情報の交換を行い、かつ、上司の指示を受けて災害応急対策に当たるものとする。

(要員の配備)

第12条 各部長及び班長は、所掌事務に関する災害応急対策の遂行に必要な人員の配備をするものとする。

(動員)

第13条 災害状況の推移により、災害応急対策の人員が不足するときは、次に掲げる順序により動員を行うものとする。

(1)部内にあつては、部内の内の班から応援する。

(2)前項の人員になお不足が生ずるときは、総務企画部総務班にその必要とする職員の職種、員数等必要な事項を明らかにして要請する。

(3)本部の全人員をもってなお人員が不足するとき、又は特定の職種の職員が不足するときは、総務企画部総務班において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第29条及び第30条の規定による職員の派遣の要請又はあっせんの手続を行うものとする。

(関係機関との連絡)

第14条 各部長は、災害状況により、関係機関に協力を要請する必要があると認めるときは、防災危機

管理統括監に協議するものとする。

(自衛隊の派遣要請)

第15条 自衛隊の派遣要請は、次により行うものとする。

- (1)各部長は、大災害の発生が予想され、その防御が困難であると認めたときは、本部長に対して、自衛隊の出動要請に関し具申するものとする。
- (2)各部において派遣要請の必要があるときは、次の事項を記載した文書を防災危機管理班に提出するものとする。

ア災害の状況及び派遣を要する理由

イ派遣を必要とする期間

ウ派遣を希望する人員及び装備

エその他必要な事項

(記録の励行)

第16条 災害に関する指示、連絡、報告、要請等の受付に当たった職員は、その内容が特に軽易な場合を除き、災害情報(様式第2号)による記録を励行し、受付、伝達及び措置の確実を期するものとする。

(職員の心構え)

第17条 本部は、市の組織を挙げて防災に当たるものであることを認識するとともに、関係するすべての職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、又は誤解を招き、本部の活動に不信を抱かせることのないように厳に注意しなければならない。

(本部開設前の対応)

第18条 本部開設前における災害応急対応策等の事務については、この訓令の例により処理するものとする。

附 則

この訓令は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成18年5月9日訓令第58号)

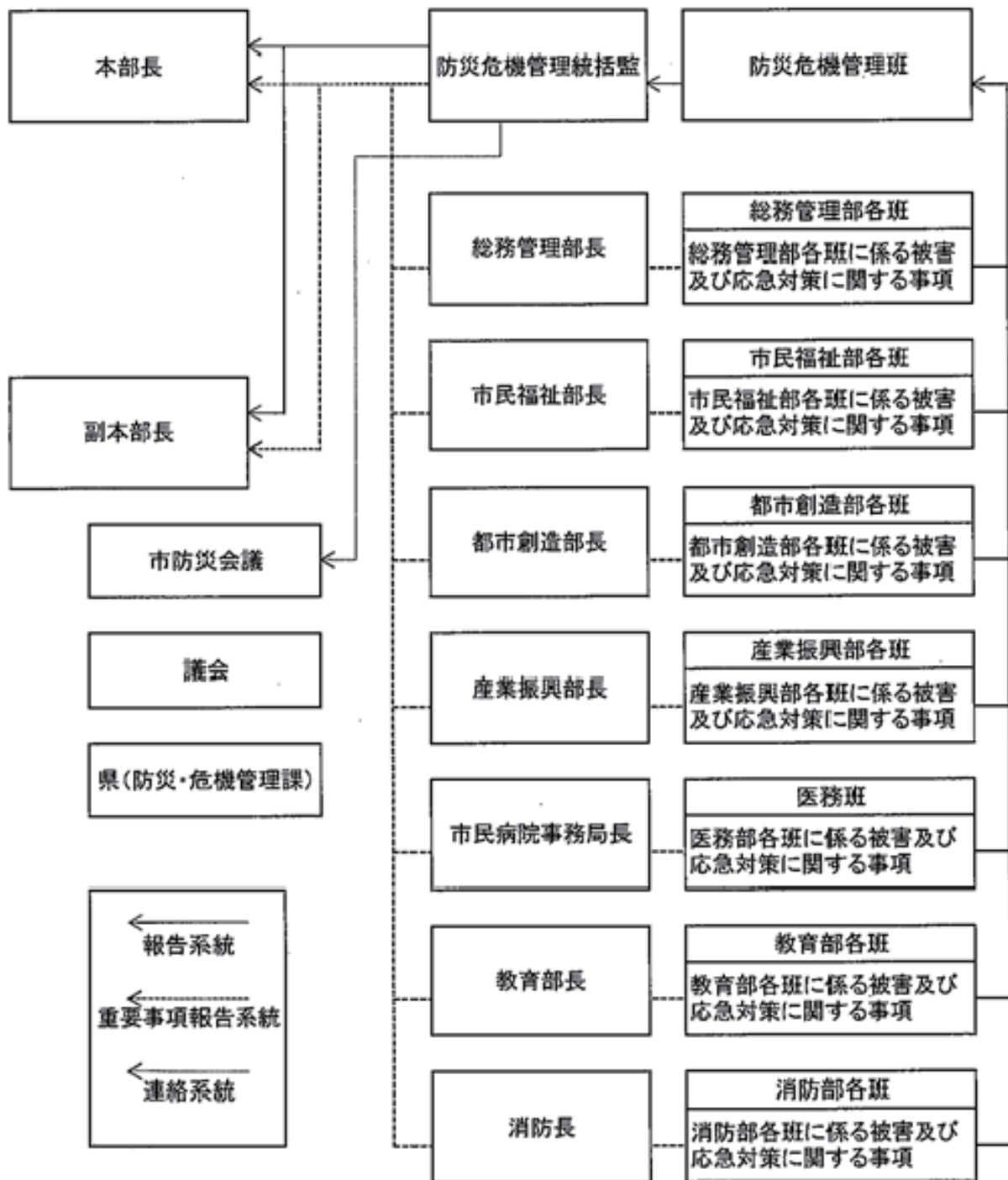
別表第1（第4条関係）

非常配備に関する一般基準

種別	配備時期	配備内容
第1非常配備	<p>(1) 大雨、大雪、洪水、強風、波浪又は高潮注意報のいずれかが発表され、危険な状態が予想されるとき。</p> <p>(2) 震度4の地震が発生したとき。</p> <p>(3) 高波について、下新川海岸において国土交通省黒部河川事務所で注意体制が発令され、危険な状態が予想されるとき。</p> <p>(4) 積雪深が50cm以上に達し、危険な状態が予想されるとき。</p> <p>(5) 大雪警報が発表されたとき。</p> <p>(6) その他状況判断により必要と認めるとき。</p>	<p>特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。</p> <p>第2非常配備に移行できる体制とする。</p>
第2非常配備	<p>(1) 大雨、大雪、洪水、暴風、波浪又は津波等の警報のいずれかが発表され、危険な状態が予想されるとき。</p> <p>(2) 震度5弱又は強の地震が発生したとき。</p> <p>(3) 水防警報（出動）が発令されたとき（高波を含む）。</p> <p>(4) 津波注意報が発表されたとき</p> <p>(5) 積雪深が100cm以上に達するか、又は達すると予想されるとき。若しくは降積雪により、各地で被害の発生、又はその危険性のあるとき。</p> <p>(6) その他状況判断により必要と認めるとき。</p>	<p>災害応急対策に関係ある各部課の所要人数で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により、第3非常配備に直ちに切り替えることができる体制とする。</p>

<p>第 3 非 常 配 備</p>	<p>(1) 特別警報が発表されたとき。</p> <p>(2) 市内全域にわたって災害が発生すると予想されるとき。</p> <p>(3) 市内全域でなくともその被害が甚大であると予想されるとき。</p> <p>(4) 震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>(5) 津波警報又は大津波警報が発表されたとき。</p> <p>(6) 水防活動の必要が予想されるとき。</p> <p>(7) その他状況判断により必要と認めたとき。</p>	<p>災害応急対策の万全を期するため職員及び防災関係者は全員待機し、事態に即応した業務に従事する。</p>
--	---	---

別表第2(第6条関係)
災害状況報告系統図



様式第1号(第6条関係)

被害概況・確定報告書

班

災害の原因				発信機関	
災害発生の日時	年 月 日 時 分			発信者	
報告の時限	月 日 時現在 第 報			受信者	
災害発生の地域					
区 分	単 位	被 害 数 量	被 害 金 額	概 況	
			円		

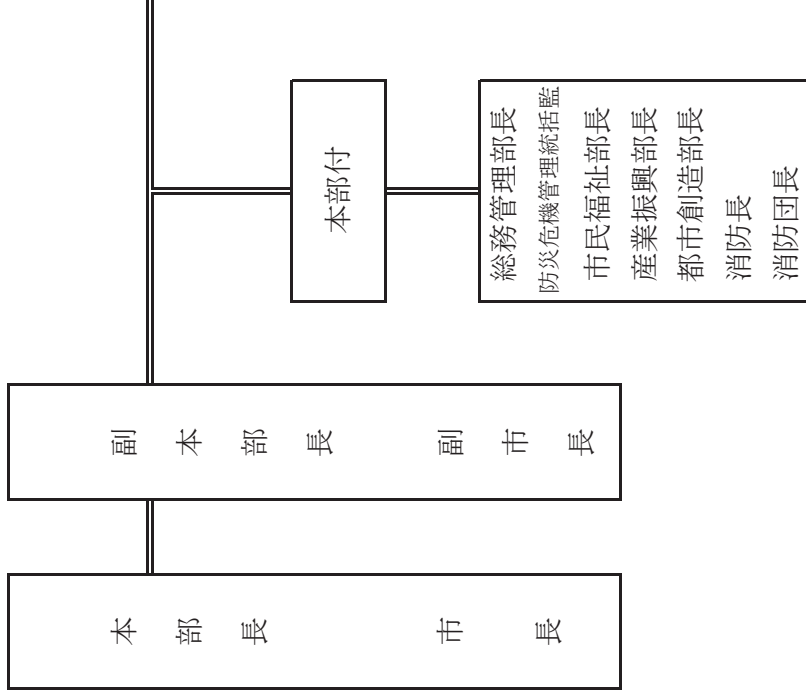
様式第2号(第16条関係)

部 長	課 長	係 長	合 議	主 務 者
災 害 情 報				
年 月 日		発 信 者		整 理 番 号
時 分		受 信 者		
件 名				
(指示欄)				

11-5 黒部市水防本部の組織及び各班の分掌事務

水 防 組 織 及 び 業 務 分 担

班名	班長	班員	業務分担
企画政策班	企画情報課長	企画情報課員	1. 本部長の秘書に関すること 2. 本部長招集に関すること
総務班	総務課長	総務課員	1. 水防情報の広報に関すること。 2. 班相互の連絡調整に関すること。 3. 被害状況の取りまとめに関すること。 4. 連絡用車輛の確保に関すること。 5. 職員の動員に関すること。
第一指導班	道路河川課長	道路河川課員	1. 水防計画の樹立に関すること。 2. 水防警報等の受発報に関すること。 3. 水防用資材の確保に関すること。 4. 水防用資材の配分輸送に関すること。 5. 現地指導に関すること。 6. 現地の情報に関すること。
第二指導班	農林整備課長	農林整備課員	1. 水防の連絡調整に関すること 2. 現地指導に関すること。 3. 現地の情報に関すること。
消防班	消防署長	消防署員	1. 気象情報の受信及び情報に関すること。 2. 消防団の出動連絡に関すること。 3. 現地と本部の通信連絡に関すること。
防衛班	消防副団長	消防団員	1. 河川沿岸等の警戒予防に関すること。 2. 河川沿岸等の水害防御に関すること。



11-6 黒部市防災会議委員名簿

区分	機関名	役職	氏名
会長	黒部市役所	市長	大野 久芳
1号委員 (指定地方行政機関)	北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所長	田村 毅
	北陸地方整備局 黒部河川事務所	所長	林 利行
	第九管区海上保安本部伏木海上保安部	部長	新出 吉一
	北陸農政局	地方参事官(富山)	佐藤 京子
	中部森林管理局 富山森林管理署	署長	門脇 裕樹
2号 (県知事部局)	富山県新川厚生センター	所長	大江 浩
	富山県新川土木センター 入善土木事務所	所長	山田 晃聡
	富山県新川農林振興センター	所長	西村 聡
3号 (富山県警)	黒部警察署	署長	青野 秀夫
4号 (市)	黒部市役所	副市長	上坂 展弘
	黒部市民病院	院長	竹田 慎一
	黒部市役所	総務管理部長	有磯 弘之
	黒部市役所	防災危機管理統括監	長田 等
	黒部市役所	市民福祉部長	霜野 好真
	黒部市役所	産業振興部長	魚谷 八寿裕
	黒部市役所	都市創造部長	山本 浩司
	黒部市役所	教育部長	高野 晋
	黒部市役所	議会事務局長	柳原 真美代
	黒部市民病院	市民病院事務局長	長田 行正
5号 (市教育委員会)	黒部市教育委員会	教育長	中 義文
6号 (市消防機関)	新川地域消防組合	消防長	小室 悟
	黒部市消防団	団長	濱田 政利
7号 (指定公共機関又は指定地方公共機関)	日本郵便株式会社 黒部郵便局	郵便局長	高木 博之
	西日本旅客鉄道株式会社 黒部宇奈月温泉駅	駅長	坂林 忠
	あいの風とやま鉄道株式会社 魚津駅	駅長	塚本 晃
	富山地方鉄道株式会社	総務課長	藤城 哲治
	西日本電信電話株式会社 富山支店	支店長	宮崎 俊之
	中日本高速道路株式会社 富山保全・サービスセンター	所長	滝澤 晶
	北陸電力株式会社	理事 新川支店長	荒木 志郎
	関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 黒部川水力センター	所長	小坂 馨太
	日本通運株式会社 黒部支店	支店長	今泉 剛志
	黒部川左岸土地改良区	理事	島 澄夫
8号 (自主防災組織を構成するもの又は学識経験者)	株式会社新川コミュニティ放送	取締役放送局長	齋藤 規
	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合(CATV放送センター)	理事長	笹島 春人
	黒部地区医師会	会長	藤森 正記
	黒部市社会福祉協議会	会長	前田 潤
	黒部市自治振興会連絡協議会	会長	澤田 正
	黒部市消防団女性分団	分団長	村田 あゆみ
	黒部市石田赤十字奉仕団	委員長	出戸端 淑子
オブザーバー	陸上自衛隊第14普通科連隊	重迫撃砲中隊長	美甘 宣之
事務局	黒部市 防災危機管理班	班長	長田 等
	黒部市 防災危機管理班	班長補佐	橋場 和博
	黒部市 防災危機管理班	係長	辻 清人
	黒部市 防災危機管理班	主任	佐渡 翼
	黒部市 防災危機管理班	主事	折川 麻依